



会報



第46号

平成31年3月

地域資源保全管理構想を3月末までに市町村へ提出してください。

農地維持支払交付金の交付を受けて活動を実施している組織は、活動期間中に地域資源保全管理構想を作成し市町村へ提出する必要があります。

よって、今年度で認定期間終了の組織又は多面的活動開始から5年をむかえる組織（中山間直接支払交付金の終期である平成31年度終了に期間延長している組織も5年を経過していれば対象。又、広域化した組織内に元の組織で5年目をむかえている組織があれば対象。）について該当する場合がありますので、市町村から提出することを求められた組織においては、必ず3月末までに市町村へ（別記1-4号様式）平成30年度多面的機能支払交付金に係る地域資源保全管理構想の届出書の提出をお願いします。

なお、地域資源保全管理構想が策定されなかった場合は、事業計画の認定年度に遡って交付金を返還することになります。

〇〇地区地域資源保全管理構想 (〇年〇月作成)

1. 地域で保全管理していく農用地及び施設

- (1) 農用地
- (2) 水路、農道、ため池
- (3) その他施設等

・対象とする農用地、施設の範囲、数量、位置を記載する。
・「その他施設等」には、鳥獣害防止施設、防風林等その他の地域で保全管理していく施設について記載する。

2. 地域の共同活動で行う保全管理活動

- (1) 農用地について行う活動
- (2) 水路、農道、ため池について行う活動
- (3) その他施設について行う活動

・対象とする活動の範囲、内容を記載する。

3. 地域の共同活動の実施体制

- (1) 組織の構成員、意思決定方法
- (2) 構成員の役割分担
 - ① 農用地について行う活動
 - ② 水路、農道、ため池について行う活動
 - ③ その他施設について行う活動

・担い手農家、それ以外の農家、土地持ち非農家、地域住民等の参画等を記載する。

4. 地域農業の担い手の育成・確保

- (1) 担い手農家の育成・確保
- (2) 農地の利用集積

・人・農地プラン等を基に、担い手農家、農地集積の現状及び目標を記載する。

5. 適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策

・作成後5年程度を見通し、今後の課題、目指すべき姿、そのために取り組むべき活動・方策を記載する。

(取り組むべき活動・方策の例)

- ・組織体制の強化や活動の拡大を図るための広域組織化やNPO法人化
- ・農地や施設、地域環境を保全するための農地周辺部の活動拡大や遊休農地の有効利用
- ・地域を守る取組の魅力情報を発信する活動、活動への新たな参画者を募る活動
- ・地域の景観・環境の維持等、地域資源の魅力を高め、関心を高める活動
- ・保全管理の省力化のための簡易な基盤整備や機械化、保全管理に必要な施設整備

※ ため池やその他施設等は、該当がない場合は、項目を削除する。

事業制度が変更され、事務の簡素化などが行われます！

平成31年度からこれまでの多面的機能支払交付金で一部制度が変更となります。概要については、以下のとおりとなっています。（[実施要綱](#)・[要領の審査等により見直しされる場合がありますので、ご確認ください。](#)）

1. 多面的機能支払交付金の各事業

- (1) 農地維持支払 変更点はありません。
 (2) 資源向上支払（共同活動、長寿命化）

対象農用地について、多面的機能の発揮の観点から農振農用地区域内の農用地と一体的な維持が必要なその他の農用地であれば、交付金の対象となります。

現行	農振農用地	農振農用地以外の農用地	見直し後	農振農用地	農振農用地以外の農用地
農地維持支払	○	○	農地維持支払	○	○
資源向上支払	○	×	資源向上支払	○	○

①共同活動（加算措置）

ア) 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

多面的機能の増進を図る活動は選択制で、加算措置となります。但し、現在取組んでいる組織は、新たな活動計画で取組数の増が必要（2つ以上となること）です。また、新たに取組む場合は、2つ以上取組むことが必要です。

イ) 農村協働力の深化に向けた活動への支援

非農家の占める割合が4割以上であり、構成員の8割以上が実践活動に参加することが必要です。

②長寿命化（見直し）

○工事1件当たり[※]の費用は、原則として200万円未満とする。

注）1箇所の長寿命化対策を分割して実施する場合は、それぞれを1件として取り扱う。

【工事1件当たりの費用が200万円以上の工事の実施方法】

（方法1）他事業等の活用を検討。

（方法2）要綱基本方針により上限額を引き上げること等により実施。

◎長寿命化整備計画の策定及び都道府県等による技術的指導

長寿命化整備計画を策定し、市町村から認定を受ける必要があります。また、当該工事の実施に際して、都道府県等による技術的指導（工法の選定、完了検査等）を受ける必要があります。

2. 広域化した活動組織への支援（活動計画期間にわたる継続的な支援）

3集落以上または50ha以上で交付金が4万円/年・組織、200ha以上で交付金が8万円/年・組織、1,000ha以上で交付金が16万円/年・組織となります。

3. 事務の簡素化

①対象となる取組内容はそのまま、選択する取組数を削減。（162個→66個）

②Excelファイルを利用することで、取組に通し番号を振り、活動内容が自動入力。

平成30年度 多面的機能支払中国四国シンポジウム in 星取県 ～地域で輝く星になろう！～

平成30年度、鳥取県が中国四国シンポジウムの開催県となり、1月31日(木)、米子コンベンションセンターBiG SHiPにおいて、参加者約860人で、盛大に開催されました。



竹中事務局長の基調講演

開会挨拶後の基調講演では、熊本市秋津地域農地・水・環境保全管理協定のから、平成28年4月の大地震による被害への対応を中心に講演がありました。秋津地域は地震の震源地とされる益城町に隣接しており、農地、道路、水路(パイプライン)等に甚大な被害があったこと、また、稲作準備、麦の収穫等対策に早急な判断が迫られたこと等、当時の苦勞を話されました。そうした中、災害に採択されなかった区域については本事業を活用され、つぎはぎとならないよう、一連の改修となる

よう工夫されるなど、本事業が自力復旧に取り組む際の大きな役割を果たしたと話されました。

その後の事例発表では、中国四国農政局長最優秀賞を受賞された山口県の田布施町地域広域協定の代表が、田布施町内の16の活動組織をまとめ、平成29年度に町全体で1組織となる広域組織の設立に至る苦勞話をされました。設立に当たっての検討会では、各組織の課題・将来像が異なること、広域化のメリットが見えないこと等、問題も多数ありましたが、共通して抱える課題として「高齢化等による集落機能の低下により、地域資源の保全管理が困難となりつつある状況の打開」をテーマに広域協定を設立したこと、設立後は国営事業・広域連携法人との連携を密にし、広域によるスケールメリットを活かし活性化に努めているとのことでした。次に、鳥取県からは優秀賞を受賞された「東伯水土里保全会」が、新たに4地区を取り込んで、平成29年度から広域組織として活動していること等の事例発表されました。

中国四国シンポジウムは、来年度徳島県で開催される予定となっています。



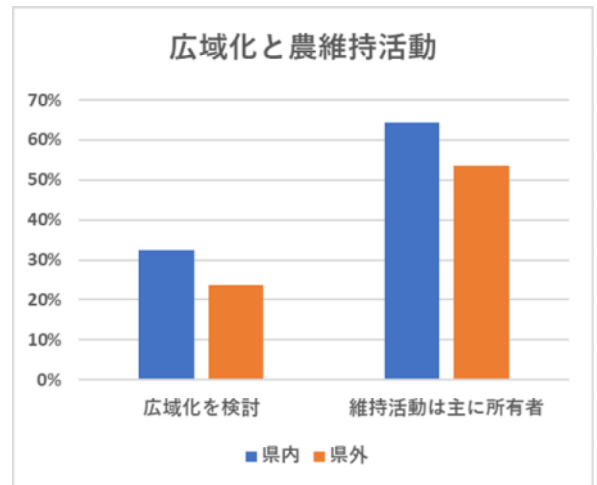
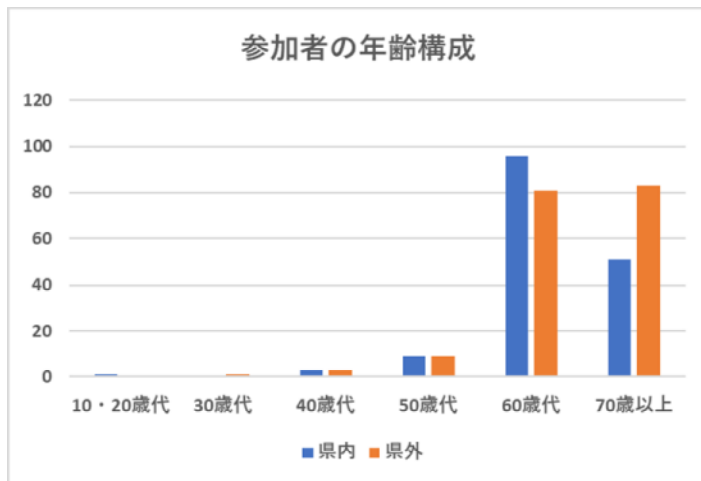
シンポジウムに参加された方々



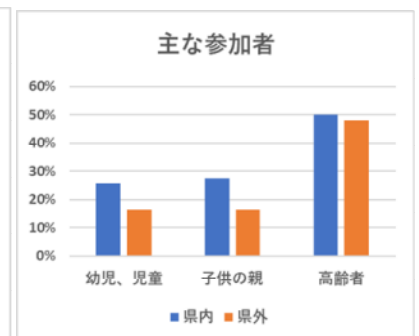
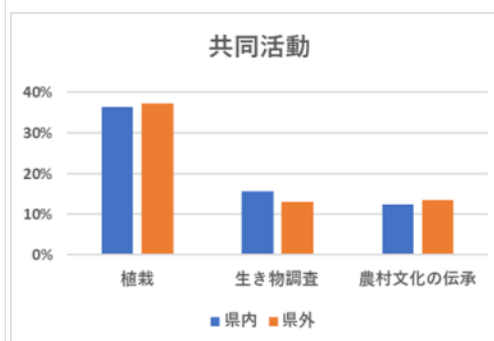
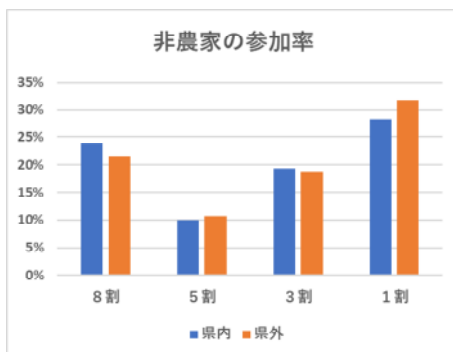
記念撮影 東伯水土里保全会

アンケート結果

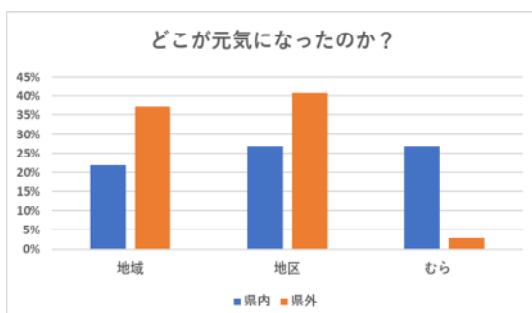
中国四国シンポジウムに参加して戴いた方へアンケートを行い、活動組織に絞ってアンケート結果を公表します。



今回の参加者については、70歳以上で県外の方が多かった。又、広域化については、県外が24%でした。これは、県外から参加された組織ですでに広域化されていた組織が多かったためこのような結果になったと思われます。



来年度から農地保全活動において、非農家の参加率が8割以上の活動があれば、交付金の加算となりますが、意外と8割以上の組織があります。また、主な参加者で高齢者が多いことがうかがえます。活動に関しては、植栽が4割近くとなっています。



どこが元気になったのか？の問に対して、県外で地域、地区が多い理由としては、県外から参加された組織が多かったことが影響していると思われます。なお、県内では、地区とむらが同率の27%でした。

安心して共同活動に取り組めるよう、傷害保険等への加入をお願いします。